

議案第59号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正概要

1 改正理由

特殊勤務手当の防疫手当について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性等を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて特例を定めるため。

2 改正内容

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準じる場所として市長が定める場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、現行の防疫手当の特例としての防疫手当を支給する。

(2) 対象とする作業場所及び作業内容

① 作業場所

診療所、救急車内等

② 作業内容

患者対応、救急搬送等

(3) 手当額

① 現行

1日290円

② 特例に該当する作業に従事する場合

1日3,000円

③ 特例に該当する作業のうち、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事する場合

1日4,000円

3 条例第5条第2項の適用について

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第2項で、日額で支給する特殊勤務手当については、1日の従事時間が4時間未満である場合は半額を支給すると規定しているが、特例に該当する場合は半額支給の規定は適用せず、満額を支給する。

4 施行日

公布の日から施行し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行日に合わせ、令和2年2月1日から適用する。